

人事労務レポート

今回のテーマ

短時間勤務制度導入への助成金

< 育児・介護雇用安定等助成金 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5
金子ビル 401
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

近年の少子化傾向、労働力不足という現状をふまえ、国は育児を行う労働者への支援を行う事業主に対して、助成金を支給し、支援措置の利用を促しています。今回は育児をしながら働く従業員に対して短時間勤務制度を設け、実施した事業主へ支給される助成金について、現制度と平成20年度に拡充された点をご紹介します。養育する子供の年齢により、支給要件が変わりますので、以下3パターンに分け、説明していきます。

1. 【子供】 小学1年生～3年生

今までは養育する子供が小学校入学前であることが条件でしたが、小学3年生修了までに拡充されました。

< 子育て期の短時間勤務支援コース >

【主な受給要件】

平成20年4月1日以降に短時間勤務制度を新たに就業規則に定め実施していること。

雇用保険に6ヶ月以上加入している従業員が短時間勤務制度を利用すること。

短時間勤務制度を連続で6ヶ月以上利用させること。

【助成金額】

対象者	支給額
1人目	50万円
2人目以降	15万円

*1 対象労働者は最大10人まで(5年間)

*2 助成金額は一般事業主行動計画を提出した中小企業に支給される額

2. 【子供】 3歳～小学校入学前

< 子育て期の短時間勤務支援コース >

【主な受給要件】

平成14年4月1日以降に短時間勤務制度を新たに就業規則に定め実施していること。

雇用保険に6ヶ月以上加入している従業員が短時間勤務制度を利用すること。

短時間勤務制度を連続で6ヶ月以上利用させること。

【助成金額】

対象者	支給額
1人目	50万円
2人目以降	15万円

*1 対象労働者は最大10人まで(5年間)

*2 助成金額は一般事業主行動計画を提出した中小企業に支給される額

3. 【子供】 3歳未満

< 中小企業子育て支援助成金 >

【主な受給要件】

従業員数が100人以下であること。

労働局に一般事業主行動計画を提出していること。

就業規則に短時間勤務に関する規定があること。

平成18年4月1日以降に初めて短時間勤務制度の利用者が出たこと。

雇用保険に1年以上加入している従業員が短時間勤務制度を利用すること。

短時間勤務制度を連続で6ヶ月以上利用させること。

【助成金額】

対象者	支給額
1人目	60万～100万円
2人目	20万～60万円

*1 支給額は利用期間に応じて変わります。

4. 注意点

この助成金は今までフルタイムで働いていた従業員を短時間勤務に変更した場合に支給されます。よって、入社時から短時間勤務を認めていたケースでは支給されません。

なお、「短時間勤務制度」とは以下の(1)～(3)のうち、いずれかをクリアしている必要があります。

- (1)1日の所定労働時間が7時間以上である人について、1日1時間以上短縮すること。
- (2)1週の所定労働時間が35時間以上である人について、1週あたり1割以上短縮すること。
- (3)1週の所定労働日数が5日以上である人について、1週あたり1日以上短縮すること。

今月の主な労務関連手続き

- ・住民税の控除額変更(6月給与より)
- ・算定基礎届の作成、提出(7月10日まで)

コラム

副都心線が6月14日に開通しました(開通以来、いろいろと問題が出ているようですが)。事務所の最寄駅は今までJR千駄ヶ谷駅でしたが、副都心線の北参道駅に変わりました。駅から徒歩2分くらいになり、アクセスもよくなりましたので、お近くにお越しの際はぜひ事務所の方にお立ち寄りいただければ幸いです。そういえば、副都心線を利用しているスタッフに聞いたところでは、乗客数が少なく、朝のラッシュ時でも座っていられるくらいだそうです。この電車必要だったのでしょうか…。